

# 主張 (草案)

- 一、資本家的産業合理化絶対反對
- 二、失業救済施設の即時實施
- 三、賃銀値下げ並に解雇絶対反對
- 四、官僚的雇傭契約並に就業規則の改廢
- 五、中間搾取制の徹廢
- 六、臨時雇庸制の徹廢
- 七、二重賃金制の徹廢
- 八、同一労働に對する同一賃銀
- 九、婦人並に幼年労働者の寄宿舎制度の改廢
- 一〇、最低賃銀制の設定
- 一一、八時間労働制及び一週四十八時間制の實施、但し鑛山労働は抗口交替六時間制及び一週三十六時間制とす
- 一二、無産階級運動暴壓諸法令の徹廢
- 一三、治安維持法の徹廢
- 一四、治安警察法の改廢
- 一五、労働争議調停法の改廢
- 一六、暴力行爲取締法徹廢
- 一七、行政執行法の改廢
- 一八、警察犯處罰令の改廢
- 一九、刑法其他労働運動關係法規の改廢
- 二〇、盜犯防止令の徹廢
- 二一、違警罪即決令の徹廢
- 二二、團結權罷業權團體交渉權の獲得
- 二三、労働立法の改正並に制定
- 二四、現行工場法の改正、ロ、現行海員法其他海員關係法規の改正
- 二五、現業鑛業法の改正、ニ、交通労働者特別裁判法の制定、ホ、屋外労働者災害保償法の制定、ヘ、商業使用人保護法規の制定
- 二六、現行民法中の雇傭契約關係法規の改正、チ、現行健康保險法の改正、リ、失業保險法の制定、ヌ、養老保險法の制定、ル、廢疾保險法の制定、オ、婦人並に幼年労働者保護法の制定
- 二七、労働者の政黨加入の自由並に選舉權行使の絶対自由獲得
- 二八、メーデーに全國的休業
- 二九、労働組合戦線の統一
- 三〇、無産階級政治戦線の統一
- 三一、殖民地労働者の差別待遇徹廢
- 三二、帝國主義戦争の危機に對する闘争
- 三三、無産階級の國際的提携